

公金受取口座の誤登録事案に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 9 月 ● 日
個人情報保護委員会

第 1 事案全体の概要等

公金受取口座は、公金受取口座登録制度¹に基づきデジタル庁が管理する「口座情報登録・連携システム」において登録・管理されている。

公金受取口座の登録は、マイナポータル経由での登録又は所得税の確定申告（還付申告）での登録の方法があるところ、それぞれの登録方法において、別人のマイナンバーと銀行口座情報を紐付けた、公金受取口座の誤登録事案が発生した。

第 2 マイナポータル経由での登録時における誤登録（デジタル庁）

1 事案の詳細及び法律上の問題点

「(資料 2 - 2) デジタル庁に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」を参照。

2 デジタル庁に対する指導等の概要

- (1) 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 33 条及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 157 条に基づく指導

ア 本人確認の措置

デジタル庁は、本人確認の措置を求める番号法第 16 条の趣旨に鑑み、特にオンラインでマイナンバーに紐付く特定個人情報を取得する場合には、法定された本人確認措置に加え、複数の操作によって取得した特定個人情報の全項目につき同一人の情報であることを確認するため、公金受取口座登録手続全体を通じた実効的な本人確認の手法について、検討することが望ましい。

イ 保有個人情報の漏えい等発生時における報告体制（組織的安全管理措置）

デジタル庁は、保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応に関する各規程の内容を全職員に正しく理解させた上で、報告対象事案が生じた際には、適時適切に組織体制上の上位者へ報告させ、事実関係を組織内で共有して安全管理上の対応を策定するための体制を整備するなど、組織的安全管理措置に改善が必要である。

ウ 取扱手順の見直し（組織的安全管理措置）

デジタル庁は、特定個人情報等の取扱手順の見直しを行い、市区町村と情報共有を図るなど、組織的安全管理措置を講ずる必要がある。

¹ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）に基づき、国民等が金融機関に持つ本人名義の預貯金口座を、給付金等の受取のための口座として、デジタル庁に任意で登録する制度。

エ 漏えい等の報告（人的安全管理措置）

デジタル庁は、個人情報保護法に基づく漏えい等の報告対象の事態を把握した場合は、速やかに当委員会に漏えい等報告を提出できるよう、報告義務について職員の理解を醸成する教育を実施するなど、人的安全管理措置を講ずる必要がある。

オ 特定個人情報保護評価

デジタル庁は、特定個人情報保護評価制度の趣旨及び当委員会の「全項目評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することに加え、組織的・人的安全管理措置について実務に即して適切に運用・見直しを行うこと、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要である。」等の指摘に鑑み、前記評価書に記載したリスク対策につき不断の見直し・検討を行うとともに、今後、リスクを変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適時・適切に実施する体制を、有効に機能させることが求められる。

(2) 番号法第 35 条第 1 項及び個人情報保護法第 156 条に基づく報告等の求め

当委員会は、デジタル庁に対し、前記の指導に対する対応の実施状況について、関係資料を添付の上、令和 5 年 10 月 31 日（火）までに報告するよう求めた。

第 3 所得税の確定申告（還付申告）での登録時における誤登録（国税庁）

1 事案の詳細等

「(資料 2 - 3) 国税庁に対する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について」を参照。

2 国税庁に対する指導の概要

国税庁に対して、今後も継続して取扱規程等手順の見直しを行い、手順の徹底を含めた職員への監督及び教育を確実にを行うなど、再発防止に努めるよう、番号法第 33 条に基づく指導を行った。

以 上